

- (15) 郵便、電信、電話業
 ニエ！久供給業
 ライオ放送業
 (d) リン事業
 従属聯合國が投資シ居
 (a) 電氣機械器具製造業
 (b) 自動車製造業
 (c) 照明用機械器具製造業
 (d) 薔薇機械器具製造業
 (e) 联合國ノ貸付金ノ相
 構タル事業
 氣體
 (f) 联合國ガ東亞ニ於ケ
 ル商旗擴張上半要ト
 大ル事業
 (g) ソーダ工業
 映画製造業
 (h) 煙草製造業

(2)

(1) 國 在	(2) 民 外 所	(3) 文 化 化	(4) 文 在 特 許	(5) 在 特 許	(6) 娛 廉
(7) 在 外 人 勤 勤	(8) 存 資 產 由 来 資 產	(9) 識 ラ 認 メ ラ レ タ ル	(10) 識 ラ 認 メ ラ レ タ ル	(11) 識 ラ 認 メ ラ レ タ ル	(12) 識 ラ 認 メ ラ レ タ ル
外邦人ノ勤勞	外資人ノ勤勞	外資人ノ勤勞	外資人ノ勤勞	外資人ノ勤勞	外資人ノ勤勞

由來在外人ノ勤勞

得 取 財 設 品 權 機 索 索

(a) 麵	(b) 魚介類	(c) 牛乳鶏卵、燙物類	(d) 豆及蔬菜類	(e) 薑物(霍乱病除り)	(f) 壬腐、煮物清物類	(g) 調味料(糖類除り)	(h) 具他酒類	(i) 精米	(j) 茶葉	(k) 酒	(l) 糖類	(m) 酒類	(n) 酒類
-------	---------	--------------	-----------	---------------	--------------	---------------	----------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

品	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類
我方	國民生活	農業復興	技術援助原材	上供要支	支給トシテ	賠償トシテ	要求スベキ	聯合國一毛求						
方面	生産及維持	資本及技術輸入資金	政治行政	支給	支給	支給	支給	支給						
方面	生活費	技術援助原材	行政	支給	支給	支給	支給	支給						
方面	生活費	技術援助原材	行政	支給	支給	支給	支給	支給						

(1) 水	(2) 住居 等 二 旅 具 付 器	(3) 其 他	(4) 帽 子	(5) メリヤス 製	(6) 毛 織	(7) ス 織	(8) 人 物	(9) フ 織	(10) 脊 物	(11) 生 物	(12) 絹 織	(13) 絹 織	(14) (a) 褶 物	(15) (b) 物	(16) (c) 物	(17) (d) 物	(18) (e) 物	(19) (f) 物	(20) (g) 物	(21) (h) 物	(22) (i) 飲 料	(23) (j) 飲 料	(24) (k) 飲 料	(25) (l) 煙 草

(M) 文房用具	(M) 交通用品	(M) 保健衛生用品	(M) 建築用資材
(a) 輸送用資材	(a) 通路用資材	(a) 其他	(a) 薪
(b) 燃料	(b) 交通工具	(b) 其他	(b) 石炭及同施設
(c) 煤	(c) 通路	(c) 通路	(c) 石炭
(d) 電力及同施設	(d) 通路	(d) 通路	(d) 家具及什器

(VII) 修養娛樂用品
(a) 書籍新聞
(b) ラジオ
(c) 映画演劇等
(d) 運動用具
(e) 玩具
(f) その他
(a) 鉄道車輛
(b) 自動車
(c) 俗道
(d) 機械裝置
(e) 建築資材
(f) 構築用資材
トメセナ

(XII) (XII) (X)
金用入 (己) (丙) (辛)
其工木
役庫 葉
勤 藥

銀勞品他品林

(説明)

人本土内ニ於ケル國民所恨ノ品目ハ底計調査ニ於ケル品目又貿易

表ニ於ケル輸出品目ヲ易勘シテ檢討スル事アリ。

(2) 在聯合國財產ハ概不賠償トシテ收奪セラルルコトニ當悟スル事アリベシ。

(註) 「降伏後」日本ニ關スル米國ノ最初ノ政策ニ於本表外ニ在テ疑問アリ。
「在外資産ヲ賠償ニ充當スヤキ旨規定ス。」

(3) 在外ノ國有財產ガ賠償物件トシテ利用シ得る所否只看開港場地等

テ疑問アリ。

(4) ソ聯占領地ニ於テハ軍利口トシテ吸收セラルル可能性アリ。

(5) 支那占領地ニ於テハ被收奪資產ノ回復トシテ取扱小ル吉毛性アリ。

(6) 朝鮮ニ於テハ朝鮮民権ノ國有資產トシテ取扱ハルル可能性アリ。
(7) 國有財產以外ノモノニアリテモ支那ニ於テハ被收奪資產ノ回復
ヲ理メタル要求ヲ提示セラルル可能性アリ。

(5) 寶物賠償ニ關聯スル要求國ノ利害ハ必ずシモ一致セサルヤキモ
差當リ、復興資材ノ獲得ヲ第一義トスルモノナルベシ。

(6) 米國ハ復興資材ヲ必要トセば、投資市場及商品市場ノ開拓ヲ期
待ス。從テ支那ニ対スル現物賠償ハ米國ノ支那市場進出政策ト
競合スル可能性アリ。

(7) 此ノ場合米國ハ支那市場ヲ直接支配セントスルヤ若ハ日本ヲ
足場トシテ間接ニ支配セントスルヤ産業施設撤去若ハ對日投
資ト關聯シテ検討ヲ要スル問題ナリ。

(8) 現在迄ニ於ケル米國ノ對支進出障礙措置及對日諭調ニ徵スル
ニヨ、本ヲ通ジテノ間接支配、如キヲ考慮シ居ラズ、日本ニ對
シテモ独逸ニ付スルト同様自力自活的經濟ノ導入ニ開か込メ
ントスルモノイ加ク推測セラム。

(9) 戰後ノ本邦平時經濟ニ不平穀十ヶ産業施設ノ範囲ノ決定ニ當リ
テハ施設其ノモノノ痕跡並ニ空爆等ニ因ル被害ニ因リ殆ンド全
テノ産業施設ニ於テ最低半導以下ドナリニル点ニ注意ヲ喚起ス

ルソ要アリ。

(2) 總領教百囁未端、松浦、若寿通航船、鐵道車輛、自動車、音函
運輸等の國民經濟の最も限維持ノ為學専ナルモノトシニ主張
スル要アリ。

體上、降伏後ノ日本ニ開スル米國ノ最初ノ政策」ハ左ノ如ク規
定ス。

(1) 重工繫ノ規模及性格ヲ将来ノ平和的所要ニ限定スルコト
ニ在リ、非武裝化ノ目的達成ニ必要ナル限度ニ制限スルコト
ニ在リ、又現有生産施設ヲ他ノ目的ヘ転換スヤキヤ海外
輸送メヤキヤ若ハ廢棄處分スヤキハ追テ之ヲ決定スルコト

(2) 右承認以面ニ於テハ直ニ民需生產ニ轉換シ得ヘキ施設ハ
之ヲ破壊セガルコト (粗シ緊急ノ場合ヲ除リ)。

(註) 独逸工業處理ニ關シテ、獨逸營理理事會米軍政廢工業問題組
審次長イー・デイー・ホジランドハ左ノ如ク言明セリ。

(4) 化學及開闢係工業

(a) 獨逸國民ノ最極限ノ需要ヲ満ス為ノ生産力ノミヲ許ス。

(b) 人造石油工場ハ全テ特收ニ。

製鋼業

(a) 鋼鐵生産ハ戰前ノ二分之一ニ縮少セシム。

(b) 製鐵用コーカス生産モ右ニ志ジテ減少セシム。

(c) 非鐵鉄用コーカス生産ハ國內消費用ノ限度ニ止ム。

鋼鉄品工業

(a) 縮少セミナリ鉄鉄生産ニ応ジテ諸少ス。

(b) 余剰設備ハ賠償トシテ撤去ス。

(二) 非鐵金屬工業、電氣機械器具工業、煉瓦用具工業
等、此等最低限ヲ除キ賠償トシテ撤去ス。

(木)

左ニ掲タルモノ生産施設ハ全テ撤去ス。
機関車、二十輌以上ノ重量ヲ寺ツ雷庄機械並ニ動力機械
重トヨリタ一、運搬用内勤運用車輛、高橋及吉庄等之機械
エボラルモリ、又、曾根重俊シトヤハ、二工ド

ンハ同社が佛蘭西、自耳義、和蘭ハ独逸ニ於テ小規模ナ
カラ工場再開ヲ為スベキ旨發表セリ。

9. 國民所得ヨリノ賄賣能力算定ニ當リテハ一人當國民所得ノ世界
水準ニ对スル位置、本邦輸出貿易ノ品種別構成ト金額並ニ我が
國民經濟ノ貿易依存度特ニナル事実及終戰時ニ於ケル本邦生
産力及輸送力ノ低下ヲ充分ニ考慮ノ上合理的ニ判定スルノ要アリ。
10. 國民生活維持ノ為必要ナル生産物ハ概不左ノ如キモノヲ含ムモ
ノトス。

(イ) 民生安定ニ必要ナル食料品

(ロ) 民生安定ニ必要ナル其ノ他ノ必需品

(ハ) 生産能率ヲ維持向上スルニ必要ナル嗜好品並ニ慰安娛樂用品

及便宜品

(二) 文化ノ維持向上ニ必要ナル物品

E) 賠償支拂ニ関聯スル問題

(1) 支拂順位ニ関スル問題

(2) 賠償ト既存對外債務元利拂トノ支拂順位

(3) 賠償ト新ニ生ズベキ其ノ他ノ對外債務ノ支拂順位

ナリ。

(4) 賠償ト新ニ生ズベキ其ノ他ノ對外債務ノ支拂順位

(5) 破産ノ場合ニ於ケル支拂順位ハ債権者間ニ於テ決定スベキ問題

(6) 本邦ノ在外債務支拂不能ガ賠償負担ノ結果トシテ生ジタルモノ
トセハ、本邦ハ先ツ賠償給付ヲ停止シテ其ノ延期若ハ減額ニ付
交渉スル外ナカルベシ。蓋ニ元利拂ハ私法上ノ債務ナルモ賠償
ハ國家間ノ政治的債務ナルヲ以テ前者ヲ優先セシムルヲ參照下
スベシ。

(7) 且シ實物賠償ハ實物名義ニ依リ履行セラレント外債務元利拂ハ債
権名義ニ依リ履行セラルヲ以テ事實上賠償給付加履行セラレ
債務元利拂か停止セラルコトトナル可能性アリ。

(8) 従テ經濟情勢ノ變動ニ依リ對外債務元利拂不可能ナル場合ニ於

ケル賠償給付ノ取扱ニ關シ敵メ規定シ置クハ便宜ナルベシ。
但シ此ノコトハ賠償義務確定ノ當時ニ於テ既ニ賠償給付不能ヲ

豫想スルコトトナリ思想上ノ矛盾トナル

(註)ウエルサムニ平和聯約中ニハ賠償金等ノ優先順位ニ關スル

規定ヲ有スルモ

(1) 其ノ一ハ独逸政府ニ屬スル資産及收入ニ付スル優先順位

(2) 其ノ二ハ独逸政府ニ屬スル資産及收入ニ付スル優先順位
等ニ配当スル爲ノ優先順位ナリ。

(2) 賠償物仲ニ關聯スル外國投資ノ處理

(3) 賠償ドシテ引渡サルル施設ヲ擔當トスル外國ノ處理

(4) 賠償トシテ引渡サルル施設ヲ擔當トスル外國ノ處理

(5) 國内法上ハ敵產管轄法及外債債務整理法ニ依リ處理済ナリ。

(6) 國シ聯合國側か右國內法上ノ處理ニ付承服スルヤ否ヤニ處シテハ
疑問ナリ。

(C) 若シ不承知ナラバ當該施設ニ関スル権利ノ原狀回復ノ問題ヲ生ズダシ。

(d) 権利ノ原狀回復ヲ爲シタル場合ニ於テ當該施設が賠償ノ目的ト爲ナタルトキノ處理ハ一般國內法上ノ問題ナリ。

(e) 但シ、権利ノ原狀回復ヲ爲シタル場合ニ於テハ当該施設ヲ賠償目的ヨリ除外セシメントスル要求アリ得ベシ。

(f) 本邦ノ立場ヨリスレバ可及的ニ賠償目的ヨリ除外シ外資ノ導入ヲ圖ルヲ以テ有利トスベキヲ以テ生産施設ニ関スル権利ノ原狀回復ニ付何等カノ法的措置ヲ講ズルヲ可トスデシ。ノ場合ニ依リテハ賠償手続ト同様ノ手續ニ依リ政府實上後外國権利者ニ費戾スコトモ考ヘラレル。

(g) 相シ戎方ニ於テ右ノ如キ原狀回復ヲ完全ニ爲シ得ルヤ否ヤ事實上ノ疑問アリ。

(h) 此ノ場合ニ在リテハ一般的ニ賠償原因ノ一トシテ取扱フコトトナリヤシ。

(註) 勃牙利政府ハ接收セル外國資本(一一億四千百萬レヴァ)

ノ 賠償措置ヲ決定シタル旨報セラル(ナエナリツヒ九月一日)。

(註) 全米外國貿易評議會ハ聯合國國民ガ優益擁者タル財產擁ラ
賠償トシテ使用スルコトニ反對ラ表明シアリ。

(3) 賠償支拂ニ伴フ對内財政金融上ノ措置

(4) 國家補償

(a) 賠償方法

概本時價ニ依ルヲ原則トスベシ。

(b) 支拂方法

不融通性交付公債又ハ同様ノ效果アル延拂君ハ併割拂ニ依ルモノトス。但シ國民所得ヨリノ賠償ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ。

(c) 現物管理

引渡完了迄交済營團ヲシテ管理セシムルモノトス。

(d) 要ナル法制的手段

- (二) 國民財産 - 賠償用賃上ニ關シテバ收用ニ類スル法的規定ヲ半要
トスベシ。
- (b) 國民所得ヨリノ賠償用賃上ニ關シテハ場合ニ依リテハ販賣、專
賣ニ準ズル法的規定ヲ半要トスベシ。
- (二) 賠償物資賃上費金
- (a) 國民所得ヨリノ賃上ニ必要ナル資金ハ群稅收入ヲ財源トスルヲ
要ス。
- (b) 國民財產ヨリノ賃上代價ハ後年度ノ租稅收入ヲ以テ分割スル
ヲ可トスベシ。
- (A) 國際法上ヨリ觀タル賠償問題
- (1) 賠償又法的性質
國際法上ハ損害ノ填補デヤリ懲罰ニ非ス。
- (2) 賠償要求ノ基礎タル損害ノ範圍

(1) 十九世紀迄ノ戰爭ニ於テハ國家ノ損害（即戰費又ハ軍費）ガ
根本ニシテ、國民ノ損害ハ從トシテ考ヘラレ賠償金額ハ事實

上少額ニシテ其ノ二分ノ一又ハ三分ノ一ナリ。
(2) 十九世紀末ヨリニ十七世紀初ニ於テハ賠償ヲ要求セザリシ事例
多シ。例ヘバ日露戰爭ニ於テハ捕虜維持費用ノミ賠償セシメ

タリ。

(3) 第一次大戰ヨリ、國家ノ損害ヨリモ國民ノ損害ニ重點ヲ置ケ
リ。

(4) 今次大戰ニ於テハ右傾向ヨリ觀テ國民ノ損害ヲ主トスルモノ
ト推定セラル。

(5) 賠償ノ對象
原則トシテ國家ノ財産ニ限り、國民ノ財産ハ對象トナフズ。

(6) 十九世紀迄ノ事實モ亦然リ。

(7) 第一次大戰ニ於テ、國民ノ損害ヲ賠償スル以上戰敗國民ノ財
產ヲ賠償ノ對象ト爲スモ不当ナラズトノ意見聯合國側ニ存セ

(二) 今次大戰ニ於テハ、第一次大戰ニ於ケル如リ外國及割讓地所

在ノ國民財産ニ限ラズ一歩進ミテ國內所存ノ國民財産モ亦賠
償ノ對象トナシ来る公算勘カラズ、ハ平和的經濟維持ニ不要ナ
ル產業施設ノ一切ヲ含ム。

(B) 賠償ニ關聯スル諸問題

(1) 米國ノ對日關係、法的性質

（1）ホツカム宣言ト其ノ受諾ハ法理論上ヨリ見レバ合意乃至契約
的關係ノ成立ヲ意味シ其ノ關項ハ法的拘束力ヲ伴フモノノ如
シ。

シ。

(2) 賠償ノ調印右ニ同。

（合意）

（ハ）兩側ノ見解、此季ヲ以テ何等對等看聞、契約的關係
ラ意味スルモノニ非ス。無條件降伏者ニ對スル飽愾一方約十
レ宣言ト爲スモノノ如シ。

（二）但多關項ノ遵守ハ政策ノ公表ニ伴フ國際的情義ノ問題ニ歸ス

や
シ。

(a) 斯ル米國ノ態度ハ左ノ事情ニ起因入ルモノト解セラル。

(a) 日本ノ民主主義化ニ對スル疑惑

(b) 捕虜虐待ニ對スル惡感情礮化

(c) 終戦ヲ急ゲル爲ニ比較的緩キ條件ヲ示シ来レルカ今ヤ其レ

(d) 軍械化セントシツツアルコト

(e) 國内及聯合諸國ノ輿論硬化ニ應ヘントスルコト

(2) 賠償ト戰利品トノ關係

(f) 戰爭繼續中ニ於テハ占領地域内ノ相手固ノ財産（私人ノ財産ヲ除ク）ハ戰利品トシテ沒收セラル。

(g) 現在ハ戰爭ト平和トノ中間期間ニシテ講和條件調印ヲ以テ戰事ハ終アスベシ。

(h) 現在ノ占領ハ戰時占領ナルカ保障占領ナルカ曖昧ナルモ事實上ノ戰事終了後ナルヲ以テ保障占領ト解スベシ。

(i) 保障占領下ニボテハ占領地域所在ノ財産ヲ戰利品トシテ收奪

スルハ不法ナルベシ。

(註) 現在蘇聯が満洲等ヨリ施設物資等ヲ持去リ居ルハ適法ニ
非ス。他日之カ返還ノ請求ヲナシ得ル性質ノモノナルベシ。

(本) 戰利品ハ固ヨリ沒收ニシテ賠償額中ニ算入セラレズ。

(3) 賠償要求ノ判定

賠償セラルヤキ損害額ヲ算定スルハ実益少カルベシ。

(4) 結局取レルモノダケ悉皆取り去ルコトトナルベシ。

(4) 賠償ト債権債務
賠償ノ對象トナル企業財産等ニ就テハ清算後賠償ニ充當セラル
ベキヲ以テ事後ノ債務補償問題^生ザルベシ。

(二) 第一次大戰後の獨逸賠償金問題

(4) 賠償問題ノ發生

(1) 休戦條約ノ成立

(1) 一九一八年一月八日米國大統領ウイルソンハ議會ニ於テ

所謂十四箇條ノ原則ヲ聲明セリ。

(2) 同年十一月三日キールニ於ケル水兵ノ暴動ヲ導火線トシ
テ獨逸國內ノ革命氣運ハ全土ニ波及セリ。

(3) 同月九日ライザーハ和蘭ニ逃レ、同日首相マツクス公ハ
政權ニ社會民主黨首領エーバルトニ譲リ、茲ニ國民ヲ中
心トセル臨時政府成立セリ。

(4) 一九一八年十一月十一日休戦條約締結成立ス。

(5) 休戦期間ハ三十六日トス・但シ之ヲ延長スルコトヲ得
テ締約國ノ一方ハ自由ニ之ヲ破棄シ得。

(6) 十二日國民委員ノ名ニ於テ第一回ノ宣言書發表セラル。
(7) 獨逸ハ右休戦條約ノ成立後一九一九年六月二十八日ノ内

丸も

(2)

- エルサエユ平和條約成立ニ至ル八箇月間、聯合軍ノ武力
ノ脅威ト國內ノ革命的混亂ニ脳マサシタリ。
- 第一次世界大戦ノ損害（ホガルト氏ノ推計ニ依ル）
- (1) 人命（明セル戰死者約一千萬人、假戦死者約三百萬人、計一千三百萬人、重輕傷者二千三十萬人）
 - (2) 經濟的損失（戰費總計一千八百六十二億三千四百萬弗）
 - (3) 間接的損失（約八百四十五億一千萬弗）
 - (4) 戰場ニ於ケル土地建物其ノ他一般財產ノ損害約二百九十九億六千萬弗
 - (5) 船舶及積荷ノ損害六十億弗
 - (6) 人命及財產ノ損失（り造生之の生活力ノ損失約四百五十億弗）
 - (7) 宗教團體、赤十字其ノ他ガ戰時救援ニ支由セル金額約十七億五千萬弗
 - (8) 中立諸國ガ中立維持ノ爲ニ支出セル金額約三千三百七十八億四千四百萬
- （三）戦争損害ノ貨幣的評價ハ約三千三百七十八億四千四百萬

(3)

(4)十五箇國ノ戰死者平均一人當リ三千百弗トシテ約三百五十五箇五千萬弗
(5)戰争ヲ直接及間接ノ原因トセル市民ノ人命損失約六百七十一億弗

(1) 賠償問題ノ發生
一九一八年一月八日ウイルソンガ聲明セル所謂十四箇條ノ原則ハ獨逸軍ノ占領地域撤退ト回復トニ中心トシ直接賠償問題ニ言及セザルモ其ノ根本精神ハ無賠償ニ存セルコトハ明ラカナリ。

(2) 然ル所獨逸ノ戰爭繼續ノ困難が急々告ぶ遂ニ「内ニ草命ノ勃發ヲ見ルニ至リ其ノ敗戰明白トナル」セ聯合國ニ獨逸ノ賠償ヲ求ムル聲次第ニ有力トナレリ。
(3) 依テ休戰交渉ニ關シウイルソンハ獨逸ノ質問ニ對シランシングチシテ「獨逸ニ依ル占領地ノ軍兵ト回復」トハ「獨逸ガ陸上、海上、空中ノ侵略ニ依テ同盟國ノ普通市民及財產ニ加ヘタル一切ノ損害」ヲ賠償スルコトニ意味スル旨ヲ聲明セシメタリ。

(4)

平和條約ノ成立（一九一九年六月二十八日）ヴエルサイユニ於テ調印

(1) 第八編賠償及第九編財政條項ニ於テ諸種ノ規定ヲ設ク。

(a) 凤則的規定トシテ賠償ノ責任、賠償ノ程度、賠償委員會

白耳夢ヘノ特別賠償、賠償金額等ヲ舉グ。

(b) 實物賠償トシテ船舶、家畜及材料、石炭及石炭製品、化

學製品等ヲ舉グ。

(c) 右ノ外海底電信線ニ關スル事項、特別規定ニ依ル置付、

駐屯費負擔、財政條項等アリ。

(d) 直接及間接ノ賠償、領土の讓渡其他、國外、内ケル權利

及利益ノ喪失、其ノ他ノ間接的賠償（陸軍、海軍及航空條

項、經濟條項、航空、港、水路及鐵道）及保障ノ規定アリ。

(e) ヴエルサイユ平和會議ニ於テ聯合國の賠償金總額ヲ一九二一年五月一日迄ニ決定スルコトトシ、緊急ノ必要トシガ差當リ二百億金馬克ノ支拂ト前後三回ニ亘ル千億金馬克ノ債券發行及之ガ供託ヲ要求セリ。

- (4) 獄越ノ損害ヘハルフニリヅシノ損害ニ依ル
(5) 領土ノ讓渡ニ依リ約一割二分減、條約ニ依ル人口ノ減少
約一割ナリ。
- (6) 領土及殖民地ノ讓渡の國有及私有財產ヲ包含シテ約二百
五十億金馬克
- (7) 同盟及聯合國ニ引渡スベキ物件價額ヘ約百億金馬克
- (8) 直接戦争ニ因ル國富ノ減少約八千億金馬克
- (9) 右三者合計一千五百十億金馬克
- (10) 賠償(外ニ半條)約二千五百七十九億金馬克
- (11) サン・ヨーロッパ會議(準備會議)一九二〇年四月十九日ヨリ二
十日迄諸侯委員會(イギリス、英、仏、伊、白)ニ於テハスド會議
決定ス。
- (12) ブウロウニニウ會議(賠償年次金額提案)一九二〇年六月
二十日左ノ如ク決定セラレタリ。
- (13) 一九二一年五月一日ヨリ四十二年間確定年次金三千億金
馬克
- 同一九二六年五月一日ヨリ三十七年間追加年次金二千六百

(a) 一九二一年五月一日ヨリ同二六年四月三十日迄（五年間）毎年三十億令馬克。
 (b) 一九二六年五月一日ヨリ同三一年四月三十日迄（三二年間）毎年六十億令馬克。
 (c) 年間（毎年六月三十日より翌年六月三十日迄）三十億令馬克。
 會議定義（第一次金額決定）一九二〇年七月三十日一六日
 アウロウニユウ會議定書調印サル。
 山獨逸ハ八月一日以降六箇月間毎月二百萬噸宛石炭ヲ給付ス。
 一スバ比率（上領事費等除ケ全賠償金）ナル西五二%、英國二二%、伊太利一〇%、白耳義八%、日本及葡萄牙各四分ノ三%、希臘、羅馬尼、ユゴースラヴィア、チエツコスローヴニア及本會議ニ出席セザル他ノ諸國合計六。五%右比率ハ爾後賠償金ノ分配率ノ協定基矗トナレリ。

(4) ブラツセル會議（世界金融恐慌對策ト賠償年次金額改訂）

聯盟ハ一九二〇年九月二十四日ヨリ十月八日迄大戰後ノ世界的金融恐慌對策研究ノ爲國際金融會議ヲ開催セリ。其ノ賠償問題ニ關スル覺書要旨左ノ如シ。

(1) 獨逸ヘ向後五箇年間

毎年三十億金馬克ヲ支拂フベシ。此ノ期間内ニ可能的速ニ賠償金總額ヲ決定スペシ（佛國代表セイドウウ案）。

(2) 古領賛負擔ヲ毎年二億四千萬金馬克ニ輕減ス。

(3) 獨逸船舶、現在海上ノ引渡ヲ拘束スベシ。

(4) 巴里決議ハ賠償金總額ヲ決定（一九二一年一月二九日成立）

記方法ニ依リ一九二一年五月一日ヨリ年賦ヲ以テ支拂フベシ。

(a) 二年間ヘ一九二一—二三年）毎年二十億金馬克

(b) 三（一九二三—二六年）三十

（一九二六—二九年）四十

（一九二九—三二年）五十

(6) 三十一年（一九三二一六年）毎年六十億金馬克

(7) 右ノ附加額トシテ今後四十二年間ニ毎年獨逸ノ輸出總額ノ十

二%ヲ支拂フ。但シ此ノ支拂ニ對シテハ一九二三年迄ハ八%

一九二五年迄ハ六%、以後ハ五%ヲ比率ヲ以テ減額スルコト

は得。

獨逸國家、各州其他ノ公共團體ハ賠償委員會ノ承認ノ下ニ
ノミ對外信用業務ヲ行フコトを得。

獨逸ノ海關課稅及總テノ輸出入稅ヘ支拂、保障タルベシ。獨
逸政府ハ賠償委員會ノ敷認手續ヲ開設徵收官ヲ任命スルコト
ヲ要ス。

(8) 第一回倫敦會議（賠償金總額受諾強要）第一回倫敦最後通牒
一九二一年三月三日、七日迄ニ巴里決議ヲ受諾スルカ又ハ之ニ
代ルベキ満足ナル他ノ提案ヲ爲サザル限り左ノ如キ制裁ヲ加フ
ベキコトヲ宣言セリ。

(9) ライブ右岸ノデュイスブルグ、ルールオルト及デュッセルド
ルフ三都市ノ占領

(b) 獨逸ヨリ聯合國ガ購入セル商品ノ支拂金ノ一部ノ釐得
 (c) 占領地域ノ境界ニ於ケル獨逸國稅ノ總額ヲ賠償委員會ヘ支拂
 ハシメ占領地域ト獨逸領土トノ間ニ國稅壁ヲ設置シテ輸出入
 商品ニ課稅シ。

右宣言ハ獨逸ノ容ル所トナラズ。三月八日朝鮮蘭西軍ニ依リ
 前記三都市ハ占領サレ、關稅壁ヘ設置サンザイノ邊ノ獨逸國稅
 ハ徵發サレルニ至レリ。

第二回倫敦會議ヘ賠償金總額改訂。一、第二回倫敦最後通牒
 (b) 一九二一年四月二十七日賠償委員會ハ賠償額ヲ千三百二十
 億金馬克ト確定シ、ノル占領子條約トシ。二、第二回倫敦最後
 通牒トナレリ。

(b) 佛蘭西ノ賠償金要求額ハ左ノ如ク逐次増額セラレタリ。

(a) 佛蘭西ハ一九一九年一月デニボアヘ最低六百五十億法チ要
 求セリ。

(b) 同年二月十七日ルウシユトルハ七百五十億法ト發表セリ。
 (c) 同年九月五日クロツツハ海上ノ損害其ノ他ノ財產損害ヲ含
 メテ千三百四十萬ト言ヘリ。

(d) 一九二〇年七月デュボアハ戰前價格ヲ標準トシテ六百二十億法トセリ。
(e) 一九二一年一月ヅウメハ千百十億法トセリ。
(f) 同年四月佛蘭西政府ガ承認シテ賠償委員會ニ提出セル要求
額ハ千二百七十億法ナリ。

項 目		紙幣法 (單位百萬)	金貨馬克 (單位百萬)
產業ノ損害	三八八八二	一七六七三	
家屋ノ損害	三六八九二	一六七六八	
家具及造作	二五一	一一四一七	
土地ノ破壊	二六六	九八五〇	
國有財產	一九五三八	八九〇	
公事業	一五八三	一七四	
合計	一二七一〇五	五七七七二	

(註) 當時、紙幣法ハ三。二五法ニ一金馬克ナリシニ佛蘭西代表ハ一。五〇乃至一。七五法ニ一金馬克ヲ主張ゼル爲米國代表、調停ニ依キ二。二〇紙幣法ニ一金馬クトナレルモノナリ。

(a) 白耳義及英國ノ追加要求額左ノ如シ。

(a) 白耳義ハ三百四十二億五千四百萬法(白耳義)ヲ要求セリ。

英國の主權テ船舶ノ損害トシテ七億六千七百萬磅ニ
要求セリ

九九〇 億金馬克

三九四アス

六五億金馬克

羅馬尼

一四〇

希臘

二〇

佛蘭西國和耳義本計

一六五

合計、二三五

計

(3) 獨逸ニ對スル聯合國ノ要求ハ不可能ノ支拂ナリ。

(4) 歐洲ノ諸國ハ獨逸ニ對スル聯合國ニ顧此等要求ヲ強制

ハ各國ヲ破滅セシム。

(5) 佛蘭西及白耳義ニ於テ獨逸、加ヘタル損害ノ價額ハ誇張シ居レリ。

(4) 要求金額中ニ恩給及手當ヲ包含ゼシムルコトハ
信義ノ違反ナリ。

(5) 獨逸ニ對スル合法的要要求ハ其ノ支拂能力ノ範囲
内タルベシ。

(註二)

此の理由ヨリケインズガ相當ナル見積トゼル金額
左ノ如シ

(1) 総額千百金馬克

(2) 之ヲ三分シテ第一恩給及手當七百四十億金馬克

第二財産及市民ノ損害三百億金馬克、第三白耳

義ノ戰時特別負擔六十億金馬克

(3) 従ツテ第一次ノ恩給及手當ヲ控除ゼル三百六十
億金馬克ヲ獨逸ノ支拂能力ニ相當ナル金額トス
右金額ハ八年後ノ一九二九年ヤノグ案ニ決定リレ
タム總額ノ現在價額三百五十八億金馬克ト略ニ
致ス。

(二)

一九二一年五月十一日獨逸ノ承認ゼル「倫敦賠償支拂案」

(a) 概要左ノ如シ。
賠償金總額ヲ千三百二十億金馬克ニ確定ス。但シ賠償ノ
爲ニ既ニ支拂ヘレタル金額ハ割譲地域ノ獨逸國有財產地
域ノ獨逸國有財產及其他ノ引渡物ノ金額ハ之ヲ控除シ
支拂合國ニ對スル獨逸ノ負債ハ之ヲ加算ス。
方法トシテハ之ヲ次ノ三種ノ債券ニ分ツ。

(一) 債券

一百二十億金馬克ノ▲債券ヲ

一九二一年七月一日

迄ニ交付シ、之ニ對シテ五分ノ利子ト一分ノ減債基金トヲ支拂フ。

(二) 債券

三百八十億金馬克ノ▲債券ヲ

一九二一年七月一日

一日迄ニ交付シ、五分ノ利子ト一分ノ減債基金トヲ支拂フ。

(三) 債券

八百二十億金馬克ノ▲債券ヲ

一九二一年十一月一日

(四) 債券

五百二十億金馬克ノ▲債券ヲ

一九二一年十一月一日

(五)

無利札ニテ賠償委員會ニ交付ス。但シ本債券ハ賠償委員會ニ於テ獨逸ガ本案ニ從ツテ負擔スル支拂金額ガ本債券ノ利子及減債基金ノ支拂ニ十分ナリト認メ得ルニ至ツテ賠償

(六) 獨逸ハ右全債券ヲ償還スルニ至ル迄(一)毎年二十億金馬克ノ

支拂及(二)一九二一年五月一日以降獨逸ノ輸出額ノ四分ノ一ニ相當スル金額(又ハ双方同意ノ下ニ確定シタる物價)爲替
額等ノ指數ニ基ク同價ノ金額ノノ支拂義務ヲ負フ。支拂

(同) 獨逸ノ支拂
外國手形者三ヶ月後拂ノ獨逸大藏省證券子以テ交拂フコト
要ス。

(同) 保障委員會 本協定ノ實行ト獨逸國內ノ財政ヲ監督スル爲
賠償委員會ハ保障委員會サル小委員會ヲ設置シ左ノ如キ
拂ノ擔保ニ依ツテ收入ニ舉シシム。但シ獨逸財政ノ監督
當ツテハ獨逸國內行政ニ干渉スルコト子得ズ。

(I) 獨逸ノ總テノ海陸輸出入稅收入

(II) 獨逸國輸出額ノ四分之一 政府金收入

(III) 直接稅及ヘ間稅取入若ハ保障委員會ト獨逸政府トノ金
ニ依ル其ノ他ノ資金ヨリノ收入

(IV) 聯合國ノ何レカガ戰争荒廢地ノ復舊ノ爲又ハ產業ノ回復及
獨逸ノ之ヲ提供ニル義務ヲ負フ。但シ右ノ材料及勞働ノ價
賃ニ双方ヨリ評價委員會選出シテ之子行ハシム。一

(a)

一九一八年十一月三日リ一九二一年四月迄 支拂済額左
如シ（單位千金馬克）。

(b)

一九一九年三月三日支拂済額左

現金
實物引渡
不動産
財產
未ダ現会
化ザル
計

一六八一、三五四
一七八〇、六八八

二七〇、三三一
四三七一、六〇
三六八二三

船
染
料
炭
其ノ他

四五三四七九二

九三七〇、四〇

合計

四五三四七九二

(b) 右金額ハ獨逸炭坑地ノ労働者ノ生活救濟ヲ目的トシテ聯合國ヨリ貸與セル石炭前貸金三億六千萬金馬克及聯合軍

ライツ地方占領費三十億八千萬金馬克ニ充當サレタリ。

(註一) 聯合軍占領費ハ一九二一年五月一日現在ニ於テ佛

蘭西約六萬人十億金馬克、英軍約一萬八千人九億金馬克、米軍其ノ他少數ニシテ米軍十億金馬克、白耳義軍一億七千五百萬金馬克、伊太利軍五百萬金馬克、合計三十億八千萬金馬克ト計算サレタリ。

(註二) 右ノ他ニ波蘭ニ引渡シタル國有財產若干アリ。

(a) 一九二一年五月三十日迄ニ外國手形及大藏省證券等以
テナ億金馬克ヲ支拂七、八月三十一日ライヒスバンク準
備金中ヨリナ億金馬克ヲ支拂ヘリ。

(b) 右ノ如キ支拂ノ結果ハ馬克價值ノ下落トナリ、他方實物
引渡ノ賠償モ豫期ノ效果ヲ收メ得ズ、遂ニ一九二一年十
二月十四日一箇年ノ支拂猶餘大乞フニ至レリ。

(c) 然ルニ一九二二年一月ノカノンヌ最高會議、同四月ノゼノ
ア國際會議及外債委員組（國際銀行家會議）同八月ノ倫
敦最高會議、一九二三年一月ノ巴里會議等ノ決裂ヘ遂ニ
一月十一日ノルール占領トナリ獨逸ハ所謂「消極的抵抗」
ヲ爲セルモ其ノ效ナクテ却テ馬克ノ慘落ヲ招來シ十月レ
ンテンパンクノ設立トナレリ（外資局特別情報第六十四
號參照）。

一九二一年五月一日以降一九二二年末迄ノ獨逸賠償金支
拂額左ノ如シ（單位千金馬克）。

云五五五	三四五	三九〇	二〇〇〇	六五
七九	一八七	八五	一一〇	六五

大藏省證券合會有限公司

(1) ドウズ案

(1) 賠償委員會ハ一九二二年十二月ドウズヲ委員長トスル第一委員會及マツケナガニ委員長トスル第二委員會ヲ設置シ賠償問題ヲ檢討セシメタリ。右委員會ハ一九二四年一月ヨリ巴里及柏林ニ滯在シテ同年四月所謂ドウズ案ヲ決定セリ。要旨左ノ如シ。

(1) 本案ハ獨逸國內ノ經濟的機能ヲ妨害スルコトナクシテ合理的ナル賠償支拂ヲ爲サシメ以テ大戰後ノ歐洲經濟ヲ復興スルコトヲ目的トシテ最終的且包括的協定ニ至ル爲ノ暫定案ニル。即ち通貨ヲ安定從事者所存支拂ヲ逐月アラカル爲ニシイヒスパンクヲ國及政府ヨリ獨立ノモノトセルコト

(1) 賠償支拂ノ財源ヲ通常財源ト保障財源トニ分チ前二者ヲ諭算ヘ租稅、鐵道債券ヘ連駕稅等含ム、及工業債券、二者ニ分チ、後者ヲ酒精稅、煙草稅、砂糖稅及關稅等以テ之ニ充當ルコト

(1) 支拂金額及期間ニ關シ每五年計畫ヲ定メ、毎一年及第二年ヲ審議期間トシテ其ノ總額ノ統一ヲ計ル爲據集財源ニ因

ル負擔ヲ免ジテ財政ノ建直シヲ圖リ、第三年以降四年ヲ過渡期間トシテ漸次豫算財源ニ因ル負擔ヲ増加シテ經濟ノ復興ヲ勘案シ、愈々第五年ニ於テ標準年度トシテ金額ヲ増加シ所謂五箇年計畫ニ於テ賠償支拂ヲ整理化セルトセルコト

ドウズ案ノ支拂金額及年度（單位百萬金馬克）

年 度	鐵道債				
	券利子	運輸稅	工業債	徵算	賣鐵上道金收
第一年 (一九二四年上三)	二〇〇	一	一	一	一
第二年 (一九二五年上六)	二九〇	一三三	一	一	一
第三年 (一九二六年上七)	二九〇	一三〇	一	一	一
第四年 (一九二七年上七)	二九〇	一三〇	一	一	一
第五年 (一九二八年上七)	二九〇	一三〇	一	一	一

實物引渡ニ依ル賠償支拂ヲ認メタルコト
署實支拂ノ方法トシテハ獨逸、自國通貨ヲ以テライニスパン
クニ拂込メバ足リ。他ハ賠償支拂取扱人等之ヲ處理シ、賠償
受取ノ方法トシテハ別ニ委員會ヲ設ケ之ニ當ラシメタルコト

- (1) 繁榮指數ヲ設ケテ第五年度以後ノ支拂ニ關シ獨逸ノ懸念
其後指針如何ニ就キ年々毎年增加額ヲ認ムセルコト
國外債ヲ募集シ新銀行ノ金準備ト獨逸國家支拂ノ資金ト
充當セルコト
- (2) 本來銀行ノ運営團ノ組織及監督機關（受託機關等）ヲ作
定セルコト
- 本案ハ左ノ決點ヲ有ス
- (3) 將來尙一ヶ年開佛由軍ニ依ル為基ル地方古類ノ繼續手認
タルコト
- (4) 一九二一年ヨリ倫敦會議ニテ決定セル賠償額一千三百
石以下ノ事ハ一九二四年八月三十日開羅各國ニ依リ正式調
和セラレ獨逸ハ一忘實且正確ニニ規定ノ支拂ヲ完了セルモ
經費ノ膨張ト過度ノ借財ヲ招來シ更ニ賠償引渡ヘトランス
ア」論議（後出ノ(2)ノ(4)参照）ヲ生ジ此ノ結果ドウ
案ハ改正セラレタリ。

九二四年六月末迄ノ潤過賄償金支拂額及聯合國分配額		左ノ如シ。
(1) 總額支分分配		總額
佛	聯合國分配額	了額
日		額
合		額
比		額
本		額
計		額
六八三九二	一六五、一四〇	二、二九、七五二、九
五五七〇、九四二	三九一、四三四〇	六七一、三六八、五
	六七二、四六〇	六七二、四六〇
		八〇〇、五九三、二
		五五七〇、九四二
		二、八三四九九〇
		羅馬尼亞
		希臘
		波蘭
		チワツコス
		トヴァキヤ
		葡萄牙
		一一九
		二〇、六九六
		一五、一二〇
		二、三五七九
		三三、九〇九
		單位千金馬克)

英佛伊白日拿希波經 蘭太耳比馬 國西利義本亞臘蘭尼牙 現全寶物訛渡財產										(八)聯合國受入額(單位) 千金馬克
六四三三	六四二七	六四五五	六五五六	六五五五	六五五五	六五五五	六五五五	六五五五	六五五五	現全寶物訛渡財產
一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	一〇八三三八	現全寶物訛渡財產
一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	一九〇三八三五	現全寶物訛渡財產

(P)

(2) ヤング案

(2) 英、佛、ソ、日、西、獨、米七ヶ國、専門委員十四名ハ一九二九年二月九日ヨリ六月七日迄ノ間ニ所謂ヤング案ヲ既成セリ。

(2) ヤング案ノ特徴左ノ如シ。

(4) 賠償問題及総額ハ決定、ドウズ案ハ賠償總額ヲ決定セズ繁榮指數ニ依テ年金額ヲ増加スル方法ヲ採用セラセ、ヤング案ハ

一定期間ト一定年金額トヲ確定シ獨逸ノ負擔ノ限度ヲ明確ニセリ。即チ

(a) 第一期ハ一九二九年九月ヨリ一九六六年三月ニ至ル三十六ヶ年七ヶ月間ニシテ、此ノ間ノ年金ハ平均一年十九は八千八百八十萬ライヒス馬克、合計七百九十四億八千三百二十萬ライヒス馬克ナリ。

(b) 第二期ハ一九六六年四月ヨリ一九八八年三月ニ至ル二十二ヶ年間ニシテ此ノ間ノ金額ハ平均一年約十五億六千四百六十五萬ライヒス馬克、合計三百四十四億二千二百五十萬ライヒス馬克ナリ。

(a)

全期間五十八ヶ年七ヶ月の総額へ千百三十九億五百七十万ライヒス馬克ニシテ、之ヲ年利五分五厘ニテ現在償額トゼバ約三百五十八億一千四百万ライヒス馬克（内二百三十四億六千九百四十万ライヒス馬克ヘ對ハ戰債支拂ニ相當シ、百二十三億四千五百万ライヒス馬克ヘ之以外ノ賠償ニ相當スル分）トナル。

(一) 繕榮指數ノ廢止 ドゥズ案ガ採用ゼル繕榮指數ニ依ル年金額ノ増加方法ヘ何等ノ利省ヲ不獨逸ニ與フマキノニ非ズ。之ヲ廢止シテ年金額ヲ一定セルコトヘ獨逸ノ不妥ヲ除去シテ多大ノ利省ヲ與ムルトナリ。

(二) 財政自主權ノ獲得 ドゥズ案ニ於ケヘ外部的統制ニ依リ賠償支拂ヲ「馬克」ニテ履行セシメシ爲獨逸ノ信用上及財政上ノ獨立ヲ制限シ、又獨逸債務ノ證券化ヲ困難ナラシムタリ・ヤング案ハ獨逸ノ自由ナル責任ニ於テ其ノ義務ヲ履行シ得テ完全ナル財政自主權ヲ回復ゼリ。

(三) 支拂延期ニ依ル保護 賠償年金ヲ二種ニ分子其ノ一ヘ之ヲ

條件付年金トシ獨逸ノ經濟ヲ脅威スルガ如キ例外的危機ト
襲來ゼル場合獨逸自身ノ發意ニ依テ一時的支拂延期ヲ爲シ
得ル特典ヲ賦與ゼリ。其ノ二ハ之ヲ無條件年金トセリ。
實物給付ドウズ案ニ於テハ實物ニ依ル賠償方法ヲ認容ゼ
ルト。ヤング案ハ之ヲ直チニ廢止スルコトノ弊害ヲ顧慮シ
テ一九二九年九月〇日一九四〇年八月ニ至ル十ヶ年間合計
五十二億五千萬ヲイヒス馬克ヘヘトタ會議ニ依ル改訂ノ結果
許容ゼリ。

一般賣出 ヤング案ニ於テ債權諸國ガ自國債權ノ著シキ滅
額ニ同音ゼルハ年金ガ證券化サレ一般賣出ニ適スル形式ニ
依テ支拂ヘルニ至レル才故ナリ。即チ年金ノ一部ヲ無條
件トシテ之ヲ元利支拂ノ基金トシテ賠償公債ヲ發行ゼシメ
之ヲ一般市場ニ賣出シ世界ノ金融市場ニ於テ信用ヲ獲得シ
得ルコトトナレリ。

- (1) 國際決済銀行ノ創設 ドウズ案ニ於テハ賃貸支拂ヲ政治的
範囲ヨリ經濟範囲ニ移スニ當リ債權者ト債務者ノ不斷ノ權
力ヲ必要トセルモ、ヤング案ハ更ニ一步ナ進メテ兩者ガ共
同ノ作業ヲナスベキ純然タル金融機關トシテ國際決済銀
行ヲ創設セリ。之ニ依リ年金ノ證券化ト一級費用ヲ爲スト
共ニ中権的國際金融機關トシテ國際經濟上重要ナル役割ヲ
演ズルニ至レリ。
- (2) 一九二九年八月ノ第一回ヘ一ノ會議ナ經、一九
三〇年一月ノ第二回ヘ一ノ會議ニ於テ開保證ノ謂印ナ
茲ニ最後的協定ニ到達セリ。
- (3) 一九三〇年秋、總選母ニナチア大導、博セル子機械トシ外
資ノ引揚ト内資ノ過違ニ依テ恐慌狀態トナリ遂ニ一九三一年
六月二十日七月一日以降ヤング案ノ一年間停止ヲ意味スルフ
ワバーホラトリアムノ聲明トナレリ。
フウバーホラトリアムヘ佛蘭西ノ巡展遂巡ニ依リ七月七日ニ
シリ。

- (1) フィンラン又會議及世界財政經濟會議
大國主ザンヌ會議開催サル。
- (2) 會議ニ於ケル決議ノ要旨左ノ如シ。
- (3) 三十億屬克ノ公債ハ獨逸トノ協定ニ依リ左ノ條件ニ基キ發行ス。
- (4) 三ヶ年後市場ノ狀況ガ公債發行ニ適當トナリタル時期ニ發行ス。
- (5) 發行價格九十盧克
- (6) 利子五分及償債基金充當ニシテ、一分
- (7) 本條約批准後十五か年間ニ本公債發行不可能ノ場合ニ本公債ハ之ヲ廢棄ス。
- (8) 本公債ハ國際決済銀行之ヲ保持シ公債ノ收入ニ以テ歐洲復興ノ基金ニ充當ス。
- (9) 本協定ニ依ル獨逸ノ發行スヘキ公債ニ關シ過渡的便法ヲ講ジ批准完了迄本條約ノ延長實施ス。
- (10) 世界財政經濟會議ハ國際聯盟主催ノ下ニ之ヲ招集ス。

（註）本決議ハ印ガレタルモ佛蘭西ノ反對ニ因リ批准ハ換
ニ至ラバ。

一九三三年十月十九日獨逸ハ國際聯盟、國際勞働機關及國際
專結會議ヨリノ脫退の聲明セリ・之ハ賠償不拂の公式表明ヲ
意味ス。

一九三四年米國議會ハ所謂ジヨンソン法ヲ成立セシメ米國ニ
對スル戰債未拂國政府トノ金融上ノ關係ヲ制限セリ。

一九三五年倫敦ニ開カレタル世界財政經濟會議セ得川所ナシ。

(1) 概括

(1) 經過概要

(1) 一九二〇年六月ブロウニユウ會議ニ於テ賠償年次金額提案
同年七月スバ會議ニ於テ決定

(2) 同年九月プラツセル會議ニ於テ世界金融恐慌對策ノ考究ニ際
シ賠償年次金改訂

(3) 一九二一年一月巴里決議トシテ賠償額二千二百六十億金馬
克、支拂期間四十二ヶ年ト決定

(4) 同年三月倫敦會議ハ右巴里決議ノ賠償額及支拂期間ノ受託
ヲルール占領ヲ制裁トシテ強要（第一回倫敦最後通牒、第一
回ルール占領）

(5) 同年四月倫敦會議ハ賠償金總額ヲ千三百二十億金馬克ト改訂、
ルール占領ヲ制裁トシテ強要（第二回倫敦最後通牒）
（6）同年十二月一ヶ年ノ賠償金支拂猶豫要求、一九二三年一月第
二回ノルール占領ニ對スル猶逸、消極的抵抗、同十月レンテ
ンバンク設立

(2)

- (1) 要 (1) 同年八月ドウズ案成立へ但シ賠償總額ニ變更ナタ同年以降五
ケ年ノ年次支拂金ノ確定ニ止ル
(2) 獨逸ハ「忠實且正確」ニドウズ案規定ノ支拂ヲ完了セルモ一
九二九年世界恐慌勃發
月
(3) 一九二九年二一六月ヤング案決定、一九三〇年一月調印、賠
償金ノ現在債額三百五十八億金馬克支拂期間五十八ヶ年七ヶ
月
(4) 約
一九三一年六月フツバトアラトリアム
金ハモードリアム状態持続ガソヌ會議開催サレタルモ戰債賠償
コトハ數次ノ輕減改訂ニ依リ明ニシテ所謂「トランスファ」
問題」之ナリ。

- (a) 賠償税負擔能力ノ問題 国民生活ヲ不當ニ壓迫スルコトナ
カ主トシテ課税ニ依リ巨額之賠償金ヲ負担スル能力アリヤ
否ヤ。
- (b) 賠償金引換能力ノ問題 賠償金ヲ右ノ如クニシテ國內ニ於
テ調達シ得タリトスルモ其ノ通貨價値ノ安定テ善スルコト
十々之ヲ外貨ニ換算シテ債權國ニ引渡シ得ルヤ否ヤ。
- (c) 次ニ支那ノ憲憲ニ關シテハ感傷ト強制ニ依テ平和條約ニ調印
セル獨逸ハ始ヨリ之ヲ完全ニ履行スル意念ナカリシ方又ハ獨
逸國ナリシモノト被済セラル。例ヘバ既ストツケハ
ガ其ノ要求ヲ理由ニケル必至ニ上恣意的ニ若々ノ言ヲ比擬セル
テ以テ賠償金ノ支那ヲ防衛スル為獨逸ハ國會及國民所持ノ計
數ヲ過半トセリ。獨逸統計局ハ此ノ目的ヨリ長年ノ調査
ノ後一九三二年ニ至リ辰汎ナル基礎ニ立ツ一九二五年以降數
年ノ成績ト一八九一一九一三年ノ成績ヲ發表セリ」ト。

第一次大戰後ニ於ケル彌遠ノ賠償金引渡問題

(A) 賠償支拂ノ經過

一 現金支拂

(1) 現金支拂方法ノ推移

(2) ヴエルサイユ平和條約

ヴエルサイユ平和條約ハ第二百三十五條ニ於ケル猶納ハ一九二一年四月某日迄ニ二百億馬克並賞ニ相當スル額ヲ支拂フヘキ旨定ムセリ。

ハ註ニ第二百三十五條ノ譯述國ハ同盟各國合議シテ其ノ請求額ヲ確定ニ先立チ速ニ其ノ產業及經濟生活ノ回復ニ着手スルコトヲ得シムル爲賠償委員會ノ定ムル割賦及方法ニ從ヒヘ金、貨物、船舶、有價證券其ノ他ヲ以テ一九一九年及一九二〇年並ニ一九二一年四月某日迄ニ二百億馬克金貨ニ相當スル額ヲ支拂フベシ。

(2) 倫敦賠償支拂案ヘ外貿ニ依ル支拂一

① 倫敦賠償案ハ金貨又ヘ承認セラレタル外國手形又ハ大藏

省證券ヲ以テ支拂フベキ旨規定セリ。(第五條)

(回)現金引渡ハ當然獨逸政府ノ責任トセラレタリ。

(内)現金引渡ハ主トシテ外國ニ替手形ノ送付ヲ以テシタル爲政府ハ外國爲替手形ノ調達ニ關シ「外國爲替調達」ヲ利用セリ。本機關ハ手形所持人ニ特殊ノ利益即チ手形買入ニ當リテ買入相場ヲ有利ニスル等ノ條件ヲ付シテ外國爲替手形ヲ多量ニ買入レタリ。

(二)獨逸ハ賠償金支拂ニ關シ當初ハ爲替關係上比較的安定セル弗貨ヲ以テ支拂ヒ主トテ倫敦市場ニ於テ弗貨ヲ買入レタリ。

(内)右ノ弗買入ノ結果英米爲替引イテハ世界ノ爲替相場ニ天ナル變動ヲ與ヘタル爲、賠償委員會ハ一九二一年六月中句「爲替安定決議」ヲ爲シ弗貨ノミナラズ磅、佛蘭西法、白耳義法、利等ノ聯合國貨及中立國貨ニテ支拂フ自由ヲ認メ以テ爲替相場ノ變動ヲ防止ゼントシタリ。

(3)ドウズ乗ヘライヒス馬克ニ依ル支拂

- (1) ドウズ案ニ於テハライヒスバンクニライヒノ馬克ニ拂込
子以テ獨逸政府ノ賠償支拂ノ最終的行爲トナシ該金額ヲ
獨逸國外ニ引渡ス責任ハ之ヲ引渡委員會ニ付セリ。
- 回 謂逸經濟界ノ不安定ナルニ鑑ミ最初一ヶ年ハ現金支拂子
免除スルモ以後毎年現金支拂額ヲ増加セシムルコトヲ朝
セリ。
- (2) 引渡委員會ハ外國爲替ノ買入ニ當リ馬克ノ安定ヲ維持シ
且最大限ノ送金ヲナス爲次ノ如キ措置ヲ講ズ。
- (a) 賠償額定支拂ガ實ナシ又ハ外國爲替ノ買入レニ依リ
有轉スルヨリ得ル金額ヲ超過スルトキハ其ノ支拂金
額ヲ銀行ニ預入シテ積立ヲ爲スコトヲ得。
- (b) 右積立金ハ平常ノ場合ニ於テハ二十億金馬克ヲ超エザ
ルモノトス。
- (c) 二十億金馬克ヲ超過スル場合ニ於テハ右資金ハ一定ノ
條件ノ下ニ獨逸國內ノ債券買入又ハ内賣憑契ニ使用ス
獨逸ノ支拂フ賠償金ニシテ同額内ニ於テ積立又ハ投資

セラルル一切ノ資金ハ五十億金馬克ヲ限度トス。

(5) 真蓄積額ガ五十億金馬克ヲ超ユル場合ニアリテハ超過額ハ凡テ外國ニ移轉スベキモ馬克相場ニ惡影響ヲ及ボスニト必然ナリ。ドウズ乗ハ斯ル場合ヲ豫想シ五十億金馬克ノ限度ニ達シタル時ハ之以上ノ積立ヲ爲スコトナク其ノ限度ヲ超過スル限り獨逸ノ條約ニ基タ賠償支拂ノ義務ヲ停止セリ。

(6) 賠償金支配ノ引渡ヲ妨グル目的ヲ以テ獨逸府又ハ何レカノ集團ガ財政上ノ共謀的衝策ニ出ヅルトキハ引渡委員會ハ斯ル衝策ヲ挫折スルニ必要ナル手段ヲ執ルコトヲ得。

(4) ヤング案ヘ外貨ニ依ル支拂一

ヤング案ニ於テハ現金支拂ヲ原則トス。

(4) (1) 國際決済銀行ヲ設立シ獨逸政府ヲシテ同行ニ外貨ヲ以テ拂込マシム。

(4) 國際決済銀行ハ獨逸ノ賠償金支拂ニ關シ左ノ業務ヲ行フ。

- (a) 獨逸ノ賠償債務ニ關シ債權諸國ノ受託者トシテ行動ス
 受託者トシテノ職能ノ主ナルモノ次ノ如シ。
- (i) ドウズ外債ノ元利達ヲ受領シ之ヲ支拂。代理店ニ支出スルコト
 - (ii) ヤンダ案ニ規定セル各種ノ證書及債券ヲ獨逸ヨリ受領スルコト
 - (iii) 獨逸ノ支拂フ年金ヲ受領シ分配スルコト
 - (iv) 實切引渡ニ關シヤング案ノ委任スル職能ヲ遂行スルコト
- (b) 賠償年金ノ商業化及一般賣出ヲ行ヒ賠償債務ヲ政治的領域ヨリ純然タル金融的領域ニ移行セシム。
- (c) 爲替ノ安定ヲ圖ル爲ノ救済規定トシテ年金ニ條件付年金ト無條件年金ノ二種ヲ設ク。
- 即チ獨逸ガ特別ノ經濟的困難ニ遭遇シ、内部的又ハ外部的原因ニ依リ爲替ノ壓迫引イテハ賠償引渡ヲ危謹ニ陥ラシムルガ如キ事態ノ發生シタル時ハ一年ノ條件付年金付年金ノ支拂延期ヲ爲スコトヲ得。

(一)

現金支拂履行状況

(1) ヴエルサイユ平和條約ニ依ル現金支拂ハレ
一九一八年十一月以降一九二一年四月末日迄ニ支拂ハレ

タル現金ハ約九千九百萬金馬克ナリ。

(2) 倫敦賠償支拂案ニ依ル現金支拂

(1) 一九二一年八月末日迄二十億金馬克ヲ支拂ヘリ。
一九二一年十二月十五日獨逸政府ハ(1)財政ノ窮乏(2)馬

(3) 一九二二年一度一ヶ年ノ支拂

克相場ノ下落ヲ理由トシテ一九二二年度一ヶ年ノ支拂

克相場ノ下落ヲ理由トシテ一九二二年度一ヶ年ノ支拂

猶餘ヲ懸顧セリ。(第一回モラトリアム請求)

(2) 賠償委員會ハ一九二二年一月十五日及二月十五日滿期
ノ現金支拂ノ假猶豫ヲ認メ其ノ代リニ一月十八日以降
毎十日毎ニ三千一百萬金馬克ヲ支拂フコトヲ要求セリ。

(一月十三日)

(2) 獨逸ハ右要求ニ從ヒ一九二二年一月十八日ヨリ同年三
月十七日迄ニ七回ニ亘リ十日拂ヲ實行セリ。更ニ倫敦
賠償支拂案ニ依ル支拂ヲ合計シテ三月二十一日迄ニ約

二億八千二百萬馬克ヲ支拂ヘリ。

一九二二年三月二十一日賠償委員會ハ一九二二年夏獨逸支拂猶豫案ヲ決定セリ。獨逸ハ本猶豫案ニ基キ六月十五日迄ニ一億一千八百萬金馬克ヲ支拂ヘリ。

一九二二年七月十二日獨逸ハ(4)外債募集ノ失敗(4)財政上ノ信用矢墜(3)馬克相場ノ下落ヲ理由トシテ現金二ヶ年半間(一九二二年七月ヨリ一九二四年末迄)ノ支拂猶餘ヲ請求セリ(第二回モラトリアム請求)。

(4)右請求ニ關シ八月七日ヨリ倫敦ニ聯合國最高會議ヲ開催セルモ英佛ノ意見(4)既(4)なオハ既(4)決裂セリ。八月三十日白耳(3)委員ノ提案ニ依リ八月分以降ノ現金支拂ハ六ヶ月期限ノ大藏省債券ヲ受領スペシトノ實質上ハ支拂猶豫ヲ容認スルガ如キ決定ヲナシ獨逸政府モ之ガ支拂ヲ履行シ一九二二年度ノ現金支拂ヲ辛ジテ了セリ。

(4)一九二三年一月二日ヨリ巴里ニ聯合國首相會議ヲ開催

年度(九月一八月)	現 金 支 拂 額 (萬 圓)	引 渡 額 (萬 圓)	%
第一年度 (一九二四年度)	一九二五年	七〇・九	1
第二年度 (一九二五年度)	一九二六年	一	ムル割合
第三年度 (一九二六年一度)	一九二七年	二五八・四	全引渡額内に占

(3) ドウズ案 各年度ニ於ケル現金支拂額ハ左ノ如ク豫定通り完了セリ。

(4) 一九二一年五月ヨリ一九二二年末迄ノ現金支拂額ハ約十八億七千八百萬金馬克ナリ。

(5) セルモ津蘭西ガ支拂猶豫ノ條件トシテ過酷ナル保證ヲ要求キル爲英國ト衝突シ四日ニ會議ハ決裂セリ。

(6) 一九一三年一月十日佛白兩國ガ獨逸ノ賠償不履行ニ對スル制裁トシテルール地方ヲ占領シテヨリ現金支拂ハ中絶セリ。

(第四年度)

(一九二七—二八年)

四六七。七

二九%

(第五年度)

(一九二八—二九年)

八七六。八

二六%

過渡期間

(一九二九年九月—一九三〇年五月)

六二。〇

二〇%

計

一七三五。八

二三%

(4) ヤング案

一九二九年九月一日—一九三一年六月迄、銀行シタル
 一九三〇年秋ナニスガ大勝チ博セルチ契機トシテ資本ノ逃避ニ
 因リ恐慌状態トナリ遂ニ一九三一年六月二十日フーバー
 モラトリアイム聲明後賠償支拂ノ履行ヲ停止セリ。
 フーバーモラトリアイムノ善後措置ヲ講ズル爲一九三二年
 六月口ノヤングヌ會議ヲ開催シ獨逸ノ賠償債務ヲ三十億ライ
 ヒス馬克ニ輕減シ三ヶ年ノモラトリアイムヲ決議セルモ一九

三三年十月チス獨逸ハ國際聯盟ヨリ脫退シ賠償支拂ヘ完
全ニ廢止セラレタリ。

(註) 現金支拂並ニ實物及賠償回收法ニ依ル引渡ヲ合計シ
テヤンク案ニ依リ支拂ハレタル金額ハ左ノ如シ。

(單位千ライヒス馬克)

一九二九年九月一—一九三〇年三月（七ヶ月）

七四二、八〇〇

一九三〇年四月一—一九三一年三月（一ヶ月）

一五〇、七九〇

一九三一年五月一—一九三一年六月（三ヶ月）

一四二、三〇〇

計

三八七一、九〇〇

三 實物引渡

(一) 實物引渡方法ノ推移

第一回 ドレス案以前

一、ヴエルサイユ平和條約ニ依ルモノ（一九二一年五月第二回ロンドン會議ニ依テヴエルサイユ條約ニ追加）
(1) ドイツ國ハ豫メ賠償委員會ノ承認シタル聯合國ノ要求ニ基キ聯合國ガ荒廢地同復ノ爲又ハ產業若ヘ經濟生活ヲ回復シ、若ハ發達セシムル爲要スルコトヲベキ物資又ハ勞力ヲ供給スルコトヲ要ス。

(2) 實物資及勞力ノ價格ハ獨逸國ノ任命セル評價人及關係者ノ命スル評價ノ上リ定ス。若シ兩者ノ意見一致セザルトキハ賠償委員會ノ裁金スル審判人之ヲ決定ス。

二、第二回ロンドン會議ニ於ケル支拂計畫書（一九二一年五月）
ドイツハ毎年輸出額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ支拂フ
ヨリノハナカニ其ノ方法次ノ如シ。

- (1) 支拂ハ金貨又ハ保證委員會(賠償委員會ノ小委員會ニシテ支拂計算書ハ依リ新設セラレタリ)ノ承認シタル外國通貨ヲ以テス。
- (2) 支拂ハ保證委員會ノ名ニ於テ開カレ、且之ニ依リ監督サルベキ一般賠償勘定ニ對シテ行フ。
- (3) ドイツ政府ハ輸出者ニ對シ、ドイツ通貨ヲ以テ二割五分ノ徵收金ニ相當スル額ヲ支拂フ。
- (4) ドイツ専問家ハ保證委員會ニ對シ、毎年支拂ハルベキ金額ヲ提示ス。委員會ハ之ヲ検査シ要スレバ改訂ス。
- 三、ウイスバーデン協定(一九二一年十月)**
- (1) フランスノ戰災者團體ノ要求ニ應じ、ドイツ私立會社ハフランス私立會社ニ對シ建築材料ノ引渡を行フ。
- (2) 引渡額ノ一部ヲ賠償勘定ニ於ケルトイツノ貸方ニ記入シ残部ハ當座ノ前拂トシ、後日賠償勘定ニ加フ。
- (3) ドイツ側擔當會社ハ集荷、輸送及引渡ヲ職掌シ、個人生產者及製造業者ニ對スル支拂ハ特殊公債ニ依リタルモノノ如シ。
- 四、ベメルマシクンツエ協定(一九二二年二月十七日)**

- (1) 聯合國人民トドイツ人民トノ間ノ普通ノ商事取引ヲ賠償金ニ定ム。
- (2) 之ガ爲ドイツ國政府ハ手形ヲ發行シ之ヲ聯合國政府ニ交付ス。
- (3) ドイツ商品購賣者タル聯合國人民ハ右手形ヲ其ノ政府ヨリ買受ケ之ヲ賣主タルドイツ人民ヘノ代金支拂ニ使用ス。
- (4) ドイツ政府ハ賣主タルドイツ人民ガ右手形ヲ呈示スル時ハ其ノ金額ノ支拂ヲ爲ス。
- (5) ドイツガ右小切手代金ノ支拂ヲ爲シタルトキハ賠償勘定ニ於テ其ノ金額ヲドイツノ貸方ニ計上ス。
- 五 ミタム協定(一九二三年十一月)
- ルール礦業組合代表者ト工場鐵山監督聯合國使節トノ間ニ締結サル・内容次ノ通。
- (1) 鐵山ハ全生產量ノ一定割合ニ應ジ・聯合國ニ對シ石炭及コ生産量ノ三割五分トヲ獲得ス。
- (2) 鐵山ハ占領軍ノ必要トスル石炭ヲ無償ニテ支給ス。
- (3) 石炭、コーカス及其ノ副產物ノ給付ハヴエルサイユ條約ニ從ヒ賠償勘定ノ貸方ニ計算ス。

第三ドーズ案

一、ロンドン協定第二附屬書（一九三四年八月）

(1) 實物引渡へ通常ノ商慣習條件ニ依リ之を行フ。

(2) 實物引渡ハ計畫ハ賠償委員會ト引渡委員會ノ協議ニ依リ之行成ス。

二、ワーレンベガ等賠償委員會ノ實物引渡規程（一九三五年五月一日）

(1) 優權國政府又ハ其ノ所屬財團ノ買主ハ通常ノ商業取引ノ方法

ニ依リ獨逸國民タク賣主ノ間ニ獨逸國ノ賣買契約ヲ締結ス。

(2) 右契約ニ依リ貿易ハ賠償局係手取ト以テ支拂ヒ購入品ハ買主ニ
於テ再輸出セザル旨明記ス。

(3) 賠償局係手取トハ獨逸人ヲ禮儀國政府ト代表奉トシ。支拂入ヲ

賠償支拂總務官ト支拂為替手形ニシテ。原則トシテ第百五スル
ルタク卒以テ表示ス。

(4) 買主ハ禮儀國政府ノ代表者ニ請求シ。前述ノ為替手形ノ提出を
求メ第百五之ニ裏書多テ獨逸賣主ニ交付ス。

- (5) 賣主ハ右手形ヲ賠償支拂總務官ニ呈示シ其ノライヒスバンクニ
保セセル賠償預金ノ口座ヨリ現金ノ支拂ヲ受ク。
- (6) 賠償支拂總務官ハ右支拂ト同時ニ其ノ金額ヲ債權行使國ノ賠償
計議ノ借方ニ記入ス。
- (7) 賠償爲替手形ヲ讓渡シタル債權國政府ハ各其ノ定ムル國內規定
ニ基キ買主ヨリ手形代金ノ納付ヲ受ク。其人方法ニ次ノ如キ型
アリ。
- (8) 手形額面金額ヲ割引シ當時納入セシム取方法
- (9) 一定期間ノ延納ヲ記メ額面全額ヲセシムの方
契約中金額大ニシテ之ガ實行ニ相當長期間ヲ要スルモノハ之ヲ
特別契約ト稱シ。審査ニ付キ特ニ慎重ナル手續ヲ規定ス。
- (10) 外國原料ヲ使用セル物品ニ付テハ其ノ原料代ニ相當スル金額ハ
賠償勘定以外ノ方法ヲ以テ直接支拂ヒ。殘額ニ付テノ賠償爲替
手形ヲ以テ支拂フコトヲ得。
- 給食物、工場、船舶等一ノ供給ニ關スル契約ニシテ、其ノ一部
ガ賠償勘定ニテ取得シ得ザルモノハ買主ガ直接其ノ支拂キナス

モ、實際ノ便宜上、關係債權國政府ハ賠償支拂總務官ヲシテ立
替支拂オササシメ。後日其ノ文替金ヲ拂戻オナエコトヲ得
シ。賠償額定ヲ利用シ獨逸物品ヲ購入シ、又ハ勞務ヲ提供ヲ受ケン
トスル者ハ總テ賠償委員會及引渡委員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要
ス。

賠償委員會ガ承認ノ決定ヲ爲スニ當リテハ豫メ獨逸政府實物引
渡事務所ノ意見ヲ徵ス。

第三 サンダ案

- 一、實物引渡資本トシテ漁政ノ利潤當チラレタル旨の同政府ニ依
リ國際決済銀行ニ本目的ノ爲ニ開カレタル各債權國ノ勘定ニラシ
ヒスマルクヲ以テ拂込マル。
- 二、債權國政府又ハ其ノ國民ハ一般商取引ノ方法ニ依リ獨逸國民トノ
間ニ獨逸商品又ハ役務ノ供給ヲ目的トスル契約ヲ締結シ債權國政
府及獨逸政府ノ承認ヲ受ク。
- 三、契約ノ承認アリタルトキハ國際決済銀行ニ於ケル債權國ノ勘定ヨ
リ之ヲ支拂フ。

四支拂ノ具体的方法左ノ如シ。

- (1) 國際決済銀行ニ各債權國ノ爲ニスル實物引渡勘定大開キ實物引渡ノ爲ニ留保セラルベキ資金ハ該勘定ニ貸方トシテ記入セラレ。該資金ヨリ支拂。チ爲シタルトキハ借方トシテ記入セラル。
- (2) 各債權國ハ既承認實物引渡契約ノ及済ノ日右勘定ニ存スル。貸方殘額ヲ小切手、振替通知書、定期券爲替手形等國際商業ニ備用セラルル決済ノ支拂方法ニ依リテ自由ニ使用ス。
- (3) 支拂命令ハ原則トシテライヒスマルクヲ以テ作成セラル。
- (4) 小切手ハ債權國政府ガ賣主ヲ受取人トシテ之ヲ振出シ買主ハ之ヲ賣主ニ送達ス。
- (5) 振替通知書ニハ買主及賣主ノ氏名並ニ貰取立ノ確保ヲ依頼セラレタル銀行名ガ記載セラル。
- (6) 定期券爲替手形ハ契約中斷ニ定メラレタル場合ニ限リ振出セラルモノニシテ三十日以上九十日以下サ以テ満期トシ買主ノ指圖式ニシテ買主ハ墨書ノ上之ヲ直接賣主ニ交付ス。

(2) 實物引渡履行狀況

(1) ヴエルサイ和平條約ノ規定ニ依リ一九一八年四月末日迄ノ實物引渡額ヘ左ノ如シ(單位子金馬克)

船	石	染	其	他
四	三	七	一	六
二	一	〇	三	一
七	〇	三	三	一

計

一	六	八	二	三
九	三	七	〇	四
六	八	一	三	五
一	六	八	一	三

(2)

(1) 一九二一年五月ヨリドウズ案成立迄、實物引渡額ハ約三十四億九千五百萬金馬克ニシテ其ノ履行狀況左ノ如シ。

(1) 一九二一年十一月輸出額ハ二割六分ニ相當スル約三億金馬克ヲ實物ヲ以テ支拂ヘリ。

(1) 獨逸ハ一九二一年十二月及一九二二年七月ニ倍償支拂、猶豫ヲ請求セリ。

(1) 一九二二年三月二十一日賠償委員會ハ一九二二年度獨逸支拂猶豫案ヲ決定シタルト、實物引渡ニ付テハ猶豫ヲ認メズ、一九

(二) 一二年度實物引渡額ヲ十四億五千金馬克トセリ。

右猶餘案ニ基キ獨逸ガ一九二二年中ニ履行セル實物引渡額ハ六億九千五百萬金馬克ナリ。

(三) 佛白軍ノルール占領後ドウズ案成立迄ヘ實物ノ引渡ヲ履行ゼズ。

(四) 一九二三年九月二十七日獨逸ノ消極的抵抗廢止後ルノル地方工業家ヘ聯合國管理委員會トノ間ニ大要左ノ如キ所謂「ミケム」協定ヲ締結ゼリ。(十一月二十三日)

(五) 一九二三年一月一日ヨリ十一月一日ニ至ル期間ノ石炭稅、滯納額ヲ一千五百萬弗以下ニ決定シ爲替手形ヲ以テ三ヶ月以内ニ支拂フコト。

(六) 十月一日迄ニ滯積ゼル貯炭ヲ聯合國ニ引渡シ其ノ後十二月三十一日迄ニ賣却ゼラレタル石炭一噸ニツキ十法ノ石炭稅ヲ支拂フコト。

(七) 將來賠償ノ名目ニテ提供スル石炭ノ無償引渡額ヲ採炭量ノ一八%トスルコト。

(3) 下ウス案　全年度ニ於ケル實物引渡狀況ハ左。如ク豫定通り完了セリ。

年 (九月一八月)	度	實物引渡額 (金引渡額中ニ占ム既渡額合) (%)	單位百萬圓(千萬圓)
第一年度 (一九二四—二五年)	三八八・二	五一%	
第二年度 (一九二五—二六年)	六六〇・四	六二%	
第三年度 (一九二六—二七年)	六五八・四	五一%	
第四年度 (一九二七—二八年)	七五五・九	四六%	
第五年度 (一九二八—二九年)	一〇八一・一	四五%	
過渡期間 (一九二九年九月—一九三〇年五月)	二〇三・一	六五%	
計	三、七四七・一	五〇%	

四

(2) 實物引渡ノ影響
現金支拂ノ場合ニ同ジ。

(3) 獨逸二對スル影響

(4) 獨逸ノ影響

(1) 實物引渡ハ一方的給付ニ過ギタルモ巨額ノ商品ノ輸出ハ獨逸産業ヲ異狀ナル繁榮ニ導ケリ。

(2) 世界貿易界ニ於ケル獨逸商品ノ進出甚シク爲ニ各國ニ於テ開稅障壁ヲ設ケリ。

(3) 獨逸労働者ハ右ノ輸出増加ハ勞働時間ノ延長ニ依ル主産ノ增加ニムウタノハ可シナリトシテ實上引述ニ反對セリ。

(4) 要スルニ實物給付ハ獨逸ニトリテ輸出擴張下同一ノ効果シ

齊スモノニシテ全ク獨逸ノ利益ノ爲ニ設ケタレタルモノナリ。

(2) 英國ニ對スル影響

(1) 獨逸ノ實物引渡ハ石炭ヲ主トシ居リシ爲英國ハ自國石炭ノ販路ヲ侵蝕セラルヲ虞レテ實物引渡ニハ反對セリ。

(2) 獨逸品ノ英國内流入ニ對シテハ產業保護法ヲ設ケ獨逸品ノ

不當廉賣ヲ禁止シ又化學製品ニ對シテハ輸入關稅ヲ引上ダ
タリ。

(3) 佛蘭西ニ對スル影響

(4) 佛蘭西ハ戰後財政ノ不均衡ヲ獨逸ヨリノ賠償ニ盛テ解決セ
ントシタレバ獨逸ノ賠償履行如何ハ佛蘭西ニトリテ重大關
心事ナリ。從ツテ獨逸ニシテ現金支拂ガ不能ナラバ實物ノ
引渡モ已ムヲ得ズトノ見地ヨリ實物引渡ヲ承認セリ。
(5) 然シ乍ラ實物引渡ハ佛蘭西ノ產業ヲ壓迫スルコト甚シケレ
バ佛蘭西企業家ノ反對スル所トナソリ。

三

賠償回収法

二依ル引渡

及實施

(1) 賠償回収法

ノ制定及實施

(2) 賠償回収法

ノ制定同日實施

(3) 賠償回収法

ノ制定一九二四年四月實施

(4) 賠償回収法

ノ意向有シタルモ實施ニ至ラ

(1) 賠償回収法

ニ依ル引渡方法ノ推移

(2) 賠償回収法

ノ英國賠償回収法

(3) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(4) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(5) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(6) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(7) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(8) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(9) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(10) 賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

九二一年三月獨逸ノ英國賠償回収法

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

ノ英國商人ハ其ノ商品價格ノ七割四

(4) 獨逸輸出商ハ前月中ニ英國ニ輸出シタル商品ノ價格ノ三
割ナ^レ磅貨ニテ毎月ライヒスバンクニ拂込ムコトヲ大藏大臣ニ誓約ス。

(4) 獨逸ハ右磅貨中ヨリ賠償取收法ノ規定ニ從ヒ必要ナル金
額ヲ賠償總務官勘定トシテ英國銀行ニ毎月送金ス。

(4) 賠償總務官ハ右送金額ト同額ノライヒス馬克ヲライヒス
バンクナ通ジテ獨逸輸出商ニ補償シ然ル後引渡委員會ノ
承認ヲ得テ磅貨ヲ英國政府ニ支拂フ。

(4) 獨逸回帳法ニ依ル給付ハ賠償ノ根據ニシテ、實物賠償
ト同様ノ取扱ヒキ受クルモ事實上ハライヒスバンクヲ經
テ行ハルル現金引渡ノ性質ヲ有シ獨逸ノ外國貿易ト國內
ノ通貨安定ニ影響スル所大ナリ。

(4) 一九二五年五月一日改正ノ佛蘭西賠償回收法

(4) 一九二五年五月一日以後課稅收入ヲ賠償總務官ノ貸方勘
定トシテ佛蘭西銀行ニ預金シ然ル後之ヲ佛蘭西ノ分配額
ヲ限度トシテ佛蘭西ノ國庫ニ拂込ム。

(5)

(a) 賠償總務官ハ獨逸輸出商三右課稅額ヲ補償ス。
佛蘭西ヘ依然トシテ舊來ノ方法ヲ維持シテ各積荷毎ニ
直接課稅シテ徵收セリ。

(4) ヤンダ案ニ於ケル賠償回収法

(a) 賠償回収法ノ制度ハヤンダ案ノ下ニ於テモ依然存續セ
リ。ヘ賠償回収法ハ實物引渡フ一括ト認メラレ十年ヲ
限度トセリ。)

(b) 但シ新實物引渡規程制定ノ結果從來ノ賠償回収法ヲ多
少變更セリ。

(a) 政府ハ英佛二國ガ賠償回収法ニ依リ利用ン得ル
ライヒス馬克ノ金額ノ英ヘ佛ヘ賞相當額ヲ毎月十五
日ニ國際決済銀行ニ於ケル英匯又ヘ佛蘭西ノ勘定ニ
拂込ムベク同國ヘ右金額ヲ輸出商ヨリライヒスバン
クヲ通ジ或ヘ其ノ他ノ方法ニ依リ徵收ス。

(b) 右ニ對シ英佛政府ハ自國ニ割當テラレタル實物引渡
資金中ヨリ右英(佛)貨ニ相當スルライヒス馬克ヲ
獨逸政府ニ引渡シ獨逸政府ハ之ヲ輸出者ニ引渡シ以
テ全部ノ決済ヲ終ルモノトス。

(四)

(三)

(1) 本質上 外貨ニ依ル支拂ニシテ現金支拂ト同様ナリ。

(2) カンヌ會議(一九二二年一月)以殺英國へ貨物引渡ノ一種ナリト主張シ夫レ以後ノ各協定ハ之ヲ承認シタリ。

(四) ヤング案ニ於テモ賠償回収法ニ依ル引渡狀況

(1) ドウズ案ニ依ル引渡狀況

豫定通り完了セリ。

年度(九月一八月)

培
賠
償
回
收
法
ニ
依
ル
引
渡
狀
況

向上ノ全額回収中
ニ占ムル割合

過渡期間
第一年度
第二年度
第三年度
第五年度
第四年度
計

一、五	一八
一〇三一一〇	三〇
〇〇〇〇〇	二四三〇
一九七〇一一三	二二九〇

一一二二二二	二四
一〇四七一	一三
% % % % %	% % % % %

(2) ヤング率ニ於ケル履行狀況
現金支拂ノ項参照

(B)

賠償支拂保證措置

一、倫敦賠償支拂案決定ノ賠償支拂保證問題

(1) ヴエルサイユ平和條約ニ於テハ獨逸ノ賠償債務ハ獨逸帝國

及其ノ各邦ノ一切ノ資產及收入ノ上ニ第一順位ノ優先權子

(有)ストノ條項ヲ擧グルノミニシテ具體的規定ナシ。一第二百四十八條。

(2) スペー會議ニ於テ聯合國側ハ獨逸ノ石炭給付不實行ノ場合

ニハールール地方ヲ占領スペントノ決議ヲ爲セルモ獨逸代表ヘ本條項ノ署名ヲ留保セリ。

(3) 巴里決議ニ於テ獨逸ノ海陸關稅及凡ニノ輸出入稅ヲ支拂

保証ト爲スペキ旨決定セリ。

(4) 第二回倫敦最後通牒ニ於テ聯合國側ハ獨逸ノ不誠意ニ對ス

(5) ル制裁トシテ左ノ如キ保證措置ヲトル旨宣言セリ。
ライオン右岸ノチユイスブルグ、ルールオルト及チユツセ
ルドルフノ占領